条約

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月八日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第十三号

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合は、

刑事に関する共助の分野における日本国と欧州連合加盟国との間の協力を一層実効あるものとすることを希望し、

双方が、正義、法の支配及び民主主義の諸原則並びに司法の独立性を尊重することを誓約していることを再確認して、

そのような協力が犯罪と戦うことに貢献することを希望し、

次のとおり協定した。

第一条　趣旨及び目的

1　請求を受ける国（以下「被請求国」という。）は、請求を行う国（以下「請求国」という。）の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）についてこの協定の規定に従って共助を実施する。

2　この協定は、犯罪人引渡し、刑事手続の移管及び第二十五条に規定する没収を除く刑の執行については、適用しない。

第二条　定義

この協定の適用上、

(a)　「両締約者」とは、日本国及び欧州連合をいう。

(b)　「加盟国」とは、欧州連合加盟国をいう。

(c)　「国」とは、日本国又は加盟国をいう。

(d)　「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。

(e)　「財産」とは、あらゆる種類の資産（有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わない。）及びこれらの資産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(f)　「道具」とは、犯罪を行うために、方法のいかんを問わず、その全部又は一部を用い又は用いようとした財産をいう。

(g)　「収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(h)　「凍結」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(i)　「没収」とは、犯罪に関する訴訟手続の後に裁判所その他の司法当局が命令する刑罰又は措置であって財産の最終的なはく奪をもたらすものをいう。

第三条　共助の範囲

共助には、次の措置をとることを含む。

(a)　証言又は供述の取得

(b)　映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた聴取を可能とすること。

(c)　物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）

(d)　銀行口座に関する記録、文書又は報告の取得

(e)　人、物件又は場所の見分

(f)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(g)　被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(h)　文書の送達及びある者に対する請求国における出頭の招請の伝達

(i)　拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の立証の目的のためのもの

(j)　収益又は道具の凍結及び没収並びにこれらに関連する手続についての共助

(k)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって日本国と加盟国との間で合意されたもの

第四条　中央当局の指定及び責務

それぞれの国は、共助の請求の送付、受領及び当該請求への回答、請求された共助の実施又は自国の法令に基づいて当該共助を実施する権限を有する当局への当該請求の送付に責任を有する中央当局を指定する。中央当局は、附属書Ⅰに掲げる当局とする。

第五条　中央当局間の連絡

1　この協定に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して送付される。

2　日本国及び加盟国の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第六条　共助の請求の申立てを行う権限を有する当局

自国の法令によりこの協定に基づく共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は、附属書Ⅱに掲げる。

第七条　認証

それぞれの国がこの協定に従って送付する書類であって、当該国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証を必要としない。

第八条　共助の請求

1　請求国は、共助の請求を書面により行う。

2　請求国は、緊急の場合には、被請求国との連絡がついた後、他の信頼し得る通信の方法（ファクシミリ又は電子メールを含む。）により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国が求めるときは、請求国は、当該請求の補足的な確認を書面により事後速やかに行う。

3　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(a)　権限のある当局であって捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）を行うものの名称

(b)　捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の対象となる事実

(c)　捜査、訴追その他の手続（司法手続を含む。）の内容及び段階

(d)　請求国の関連法令（適用される刑罰に関するものを含む。）の条文又は解説

(e)　請求する共助の内容についての説明

(f)　請求する共助の目的についての説明

4　共助の請求に当たっては、次の事項のうち当該共助に関連性を有すると認めるものについて可能な限り通報する。

(a)　証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報

(b)　証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表

(c)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての正確な説明

(d)　請求する銀行口座に関する記録、文書又は報告が犯罪の捜査と関連性を有し、かつ、当該捜査のために必要であると請求国が認める理由についての説明及び請求する共助の実施を促進し得るその他の情報

(e)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報

(f)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報

(g)　文書の送達又は招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との関係並びに送達の方法に関する情報

(h)　請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報

(i)　収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての正確な説明

5　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについても通報する。

(a)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法又は手続についての説明

(b)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(c)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

6　被請求国は、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの協定に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第九条　言語

共助の請求及びそれに附属する文書には、被請求国の公用語による翻訳文を添付する。ただし、当該翻訳文は、すべての場合又は緊急の場合において、附属書Ⅲに掲げる言語によるものとすることができる。

第十条　請求された共助の実施

1　被請求国は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助を自国の法令に基づく措置により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、実行可能と認める場合には、第八条4(g)又は5(a)に規定する特定の方法又は手続であって共助の請求に示されたものに従う。当該請求に示された方法又は手続による共助の実施が被請求国にとって実行上の問題を引き起こす場合には、被請求国は、当該問題を解決するため請求国と協議する。